

# ホストコンピュータシステムにおける マイグレーションに係る改造

## 調達計画書

情報システムの区分：(A)最適化対象業務・システムの構築

特定情報システムの該当有無：無

調達担当課室名：外務省大臣官房情報通信課

## 1. 業務の概要

外務省大臣官房情報通信課ホストコンピュータシステム上で稼動する「人事・給与等業務・システム」について、マイグレーションによるオープン化したシステムを開発するものであり、その対象となる業務の概要は、以下のとおり。

### ・人事・給与等業務

日本国内に勤務する「本省職員」と、各国に設置している在外公館に勤務する「在外職員」に分類される外務省職員（約 5,400 人）の人事情報管理、職員給与に関わる俸給管理・昇格・昇給、各種諸手当の支給に関する業務、在外職員に関する在外公館への赴任・帰朝の管理を行う業務、外務省が独自に試験を実施している外務省専門職員採用試験（教養試験）の採点処理業務及び、在外公館に派遣する専門調査員に関わる毎月の諸手当等（在勤基本手当・住居手当・配偶者手当等）の計算・支給業務がある。

### ・給与計算業務

本省職員には「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき俸給、期末手当、超過勤務手当、その他各種手当等を支給する。また、在外職員については、別途「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に基づき俸給、期末手当等を支給する他、在勤基本手当、配偶者手当、館長代理手当等を支給する。

### ・共済業務

「国家公務員共済組合法」に基づく貸付、貯金、物資供給事業の運営、標準報酬の決定・共済組合連合会への通知、「児童手当法」に基づき対象となる児童を有する本省職員に対し、児童手当の支給を行う。

## 2. 調達計画

### 全工程のスケジュール

設計・開発業者の調達（意見招請）：平成19年7月から平成19年8月まで

設計・開発業者の調達（総合評価落札方式による一般競争入札・提案依頼）

：平成19年9月から平成19年11月まで

設計、開発：平成19年12月から平成20年3月まで

開発：平成20年4月から平成21年3月まで

データ移行ツール作成：平成20年4月から平成20年7月まで

ハードウェア・ソフトウェア調達：平成20年4月から平成20年10月まで

結合テスト：平成20年11月から平成21年3月まで

データ移行（総合テスト以降で随時実施）：平成21年4月から平成22年2月まで

総合テスト：平成21年4月から平成21年6月まで

並行運用：平成21年7月から平成22年2月まで

教育：平成21年11月から平成22年2月まで

運用・保守：平成22年3月以降

ただし、平成20年度以降における契約の締結は、当該年度の予算の計上に基づき実施されることとなるので、当該年度に計上される予算によっては、調達の範囲を変更の上、実施することもあり得る。

## 3. その他

### (1) 評価方式

設計・開発（平成19年度）：一般競争入札（総合評価落札方式（加算方式））

開発・データ移行ツール作成・結合テスト等（平成20年度）：随意契約

総合テスト・データ移行・並行運用等（平成21年度）：随意契約

平成20年度及び平成21年度の随意契約は、平成19年度に行う一般競争入札（総合評価落札方式）に基づき、同一業者との間で行うことを想定。

**(2) 契約形態**

設計・開発：平成19年度、平成20年度及び平成21年度における単年度・請負契約

ハードウェア・ソフトウェア：賃貸借契約

運用・保守：システム稼働後（平成22年3月以降）において、単年度・請負契約

**(3) 知的財産権の取扱**

第三者が既に所有するものを除き、当省は本契約の成果に伴い生じたすべての権利を使用することができる。

成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定されるすべての権利をいう。）は、当省より受託者に対価が完済されたとき受託者から当省に移転するものとする。受託者は、著作者人格権を行使しない。ただし、受託者もしくは第三者が既に有していた著作権及び受託者が本契約のために提供した知的財産の権利は、受託者もしくは第三者に留保される。

**(4) 入札制限**

① 各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者等に関する入札制限

調達仕様書の作成に直接関与した事業者、または要件定義等工程支援に携わった事業者及び当該事業者の「商法第211条の2第1項及び第3項」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項及び第4項」に規定する親会社、子会社、子会社とみなされる他の会社等及び当該事業者と同一の親会社をもつ会社については、本案件の入札に参加できない。

② CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の属する事業者等に対する入札制限

当省の CIO 補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。以下、「CIO 補佐官等」という。）による調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務について、透明性及び公平性を確保するため、当省の CIO 補佐官等が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者については、本案件の入札に参加できない。

また、過去に当省の CIO 補佐官の職を得ていた者がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）についても、本案件の入札に参加できない。

**(5) 制約条件等**

現行ホストコンピュータ機器の賃貸借契約は平成22年3月までで終了する予定のため、本システム稼働時期は、平成22年度3月以前を厳守する必要がある。

**4. 妥当性証明**

外務省大臣官房情報通信課長 菊田 豊

**5. 窓口連絡先**

外務省大臣官房情報通信課 業務システム開発班

電話：03-3580-3311 内線4312

以上